

Wasabi イングリッシュ利用規約

本規約は、本教室が運営する、本サービスの利用条件を定めるものです。

第1条 (定義)

この利用規約において使用する語句について、次に掲げる通り定義します。

- (1) 本規約 この利用規約
- (2) 本教室 Wasabi イングリッシュ 代表 Charles Troy(チャールズ トロイ)
- (3) 本サービス 第3条に定めるサービス
- (4) 本サイト <http://www.wasabi-english.jp/>
- (5) 会員 本サービスに入会し、本サービスを利用する方
- (6) 知的財産権等 特許権、商標権等の産業財産権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）等の知的財産権、その他の権利
- (7) 反社会的勢力 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
- (8) 機密情報 個人情報、顧客情報、企業情報、その他すべての情報

第2条 (この利用規約について)

1. 本規約は、会員全員に適用されます。
2. 会員は、本規約への同意がない場合には、本サービスをご利用いただくことはできません。
3. 本サービスの会員は、個人・法人を問わず、入会の申込時点又は本サービス利用時点で、本規約に同意したものとみなします。
4. 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあり、変更内容はメール、本サイトへの掲載、通知、その他の方法で周知します。本規約の内容の変更については、民法548条の4の定めに従います。ご利用の際は最新の利用規約をご覧ください。
5. 本サービスには、本規約の他に、本サイト、教室等に本サービスの利用方法やご注意いただくべき事項が表示されています。これらも実質的には本規約の一部をなすものとします。
6. 本サービスご利用前には本規約を必ずお読みください。

7. 本規約は、定型約款として本教室と会員との間の定型取引に適用されるものとします。

第3条 (本サービス内容)

1. 本教室は、本サービスとして、様々なクラスに分けた上で英語のレッスンをを行います。
2. 会員は、本サービス利用中に会員の子の見守りを本教室に任せることはできないものとします。
3. 会員の保護者は、本教室より定められた日時を除き、レッスンを見学できません。
4. 具体的なクラス内容については、本サイトなどにおいて定めるものとします。

「会員の子」
→大人の会員の子の見守りが不可という内容です。

第4条 (入会)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本サービス利用開始にあたって、本人の申請により入会することが必要です。
2. 入会申請は、本教室が定める入会申込用紙に必要事項を記入し、申込用紙提出後5日以内に入会金・年会費・教材費・初月分と翌月分のレッスン料を支払うことにより行います。虚偽の申請は認められません。
3. 入会申請が認められた時点で、会員と本教室との間に、本規約を内容とする本サービスの利用契約が成立するものとします。
4. 会員は、住所、緊急連絡先、その他入会時に届け出た内容に変更があった場合、本教室が定める方法により会員情報の変更を行わなければなりません。変更しないことにより、会員に不利益が生じても本教室は責任を負いません。
5. 本教室は、会員が次のいずれかに該当すると判断した場合は、入会を取消すことがあります。
 - (1) 本教室の定める入会審査基準を満たさない場合
 - (2) 未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
 - (3) 入会申請の内容に虚偽があった場合
 - (4) 過去に本規約に違反したことがある場合
 - (5) その他本教室が入会を承認することが適切でないと判断した場合
6. 本教室は、前項の行為を行った場合に、その理由を会員に開示する義務を負いません。
7. 会員期間は、入会から次の3月末日までとし、退会手続きを取らない限り、自動

的に1年間更新されます。

8. 年会費は、入会時及び更新した場合の4月に発生するものとします。

第5条 (料金及び支払い方法)

1. 本サービスには、次の料金が発生します。
 - (1) 入会金
 - (2) 年会費
 - (3) レッスン料 (月謝制又は回数制)
 - (4) 教材費
2. 前項の料金の具体的金額は、本教室が別に定めるものとします。なお、料金は変更される場合があります。変更される場合は、本規約の変更に準じるものとし、別に周知します。
3. 料金は、本教室の定める方法に従いお支払いください。(本教室は、月謝制のレッスン料の集金については、集金代行サービス株式会社カワイアシストに委託しています。)
4. 月謝制のレッスン料の場合は、レッスンに欠席した場合でもレッスン料は発生します。
5. 回数制のレッスン料の場合は、一定期間経過後にキャンセルした場合は、レッスンを消化したものとみなし、返金されません。

第6条 (不払い)

1. 本教室は、本サービスの料金について振替ができない場合は、当該会員に対して、再請求手数料を加算して、コンビニ払込用紙を郵送します。すみやかにお支払いください。
2. 本教室は、会員が2ヶ月以上月謝制のレッスン料を滞納した場合は、当該会員に本サービスを提供せず、退会処分にすることができるものとします。なお、回数制のレッスンについては前払いですので未払いの状態ではレッスンを受けることはできません。

第7条 (日程変更、臨時休講、代講、クラス変更等)

1. 本教室のレッスンは、原則として曜日・時間は固定ですが、会場又は講師の都合により曜日・時間を変更する場合があります。
2. 災害・天候・担当講師の体調不良等、やむを得ない場合にレッスンを臨時休講す

る場合があります。臨時休講の場合は、レッスン時間までに連絡し、振替日を設定又はオンラインレッスンを行います。なお、振替日は翌月以降になる場合もあります。

3. 講師の病気やケガ、出産、移動などにより、レッスン期間途中であっても他の講師による代講又は担当講師の変更をすることがあります。
4. クラスの進度、人数等の事情や、効果的なレッスンのために、レッスン期間の途中又は進級の際にコースやクラスの変更（曜日、時間）をすることがあります。
5. 本条に定める場合に本教室は、レッスン料の返金義務を負わないものとします。

第8条 （教材）

1. 本教室は、会員が購入した教材について、落丁・乱丁などの不良品の場合は交換を行います。その他の事情により返品又は返金を行いません。
2. 会員は、本教室で利用する教材について、著作権法の適用があり、自己利用目的以外に無断で複写・転写することは禁止されます。
3. 本教室が作成・提供する動画教材については、第三者への譲渡・インターネット上への掲示は禁止します。

第9条 （入退室・欠席等）

1. 入室はレッスン開始 10 分前からとします。入室可能時間中も前のレッスン時間中となりますので、決められた場所でお静かに待機して下さい。
2. レッスン終了後はすみやかに退室をお願いします。
3. 会員は、欠席・遅刻する場合は、開始時間までに連絡（メール・Line による連絡も可能です。）をお願いします。なお、会員の都合で欠席した場合は、レッスンを受けたものとみなし、振替又は料金の返金を行いません。
4. 次の理由により 1 ヶ月以上連続してレッスンを欠席する場合、所定の「長期欠席届」を、当月の初回レッスン日までに提出した場合に限り、月謝制のレッスン料は免除されます。なお、一旦翌月分のレッスン料の支払いを行っていただいた後に、後日返金となる場合があります。
 - (1) 会員ご本人が傷病・出産等により受講が困難な場合
 - (2) 保護者が傷病・出産等により送迎が困難な場合
 - (3) 火災・水害・地震その他の災害の被害を受け、会員自身の受講又は保護者の送迎が困難な場合
5. 長期欠席期間は最長で 2 か月とし、それ以上となる場合は退会とします。

6. 長期欠席期間中に一回でもレッスンに参加した場合は当月分のレッスン料が発生するものとします。
7. 長期欠席後の復帰時に欠席期間中のレッスンの進み具合によって補講を希望する場合は別途料金が発生します。

第10条 (禁止事項等)

1. 会員は、以下の各号の行為は禁止されます。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 本教室におけるコロナ感染症対策に関する指示に従わない行為
 - (3) 授業妨害や講師・従業員・他の会員に対する嫌がらせ行為
 - (4) 本教室の承諾なくレッスンの写真、動画を撮影する行為
 - (5) 法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為
 - (6) 第三者の権利を侵害又は侵害を助長する行為
 - (7) 本サービス又はサーバーに対する妨害と本教室が判断する行為
 - (8) 公序良俗に反する行為
 - (9) 反社会的勢力に関与する会員の利用行為
 - (10) その他本教室が不適切と判断する行為
2. 本教室は、会員に前項に定める禁止行為が見受けられた場合、又は本教室が当該禁止事項に該当すると判断した場合には、本教室の裁量において会員に対しての本サービスの提供を停止・中止、入会の抹消、退会等することができるものとします。これによる会員の損害について、本教室は一切の責任を負わないものとします。なお、料金の返金も行いません。

第11条 (会員の責任)

1. 会員は、本サービスの利用において、知的財産権等の侵害を行っていないことを本教室に保証するものとします。
2. 前項の定めに関わらず、会員の本サービス利用に関して問題が発生した場合は、自己の費用と責任に於いてかかる問題を解決するものとし、本教室は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が、本サービスの利用によって本教室に対して損害を与えたときは、当該損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。
4. 会員が、本サービスを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、本教室は一切その責任

を負わないものとします。この場合において、本教室が、第三者から損害賠償請求を受けたときは、会員は、本教室に対し、その損害額及び費用（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 12 条 （免責）

1. 本教室は、本サービスの利用により会員に特定の効果が生じることを保証するものではありません。
2. 本教室は、本サービスの内容について、十分に注意を払いますが、その正確性・完全性・最新性・有用性等に関して、いかなる保証をするものではありません。本サービスの利用については、会員の自主的な判断によるものとします。
3. 本教室は、本サービスに関して会員相互、会員と第三者との間に生じた問題については一切の責任を負いません。
4. 本教室は、天災地変等本教室の責に帰さない事由により生じた損害、本教室の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害について賠償責任を負わないものとします。

第 13 条 （知的財産権等）

本サイト及び本サービスに関する知的財産権等は本教室又は正当な権利を有する第三者に帰属します。会員は、他の会員、本教室、その他第三者の権利侵害をすることのないよう利用方法を守って本サービスを利用してください。

第 14 条 （サービスの中断・停止、内容の変更、終了）

1. 本教室は、本サービスの運営上必要な設備の設置、システムの保守作業、又は天災等の不可抗力のために必要であると判断した場合、会員への事前の通知又は承諾を要せずして、一時的に本サービスを中断・停止できるものとします。
2. 本教室は、会員に事前通知をした上で本教室の判断により本サービスの一部又は全てについて内容の変更又は終了できるものとします。
3. 前 2 項の場合に会員に生じた損害について、本教室は責めを負わないものとします。

第 15 条 （入会の抹消・退会）

1. 会員は、入会を抹消又は退会する場合は、本教室所定の方法により前月 15 日までに退会届を提出しなければなりません。口頭、電話、メールでの退会は認められ

ません。期限後の提出の場合に別途料金が発生する場合があります。

2. 次の理由による場合、定められた期限までに退会届が出されていなくても退会を認める場合があります。なお、この場合でも、一旦翌月分のレッスン料の支払いを行っていただいた後に、後日返金となる場合があります。
 - (1) 会員ご本人が傷病・出産等により受講が困難な場合
 - (2) 保護者が傷病・出産等により送迎が困難な場合
 - (3) 火災・水害・地震その他の災害の被害を受け、会員自身の受講又は保護者の送迎が困難な場合
3. 本教室は、入会抹消又は退会の理由を問わず、支払われた料金の払い戻しは行いません。
4. 本教室は、会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに入会を抹消又は退会とすることができるものとします。
 - (1) 入会内容に虚偽があったなど入会申請段階において入会を承認すべきでない事情があったことが判明した場合
 - (2) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (3) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) その他前各号に準ずるような本規約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
5. 本教室は、会員が前項各号にあたらぬ本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、会員の債務不履行が是正されない場合は、入会を抹消又は退会とすることができるものとします。
6. 会員は、第3項各号のいずれかに該当する場合は、本教室に対し負担する一切の金銭債務につき本教室から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければなりません。
7. 入会抹消又は退会后、再度入会を希望する際は、再度入会手続を行い、入会金を支払う必要があります。ただし、入会抹消又は退会后2年以内の再入会の場合は、入会金の支払いは不要とします。会員は再度の入会手続後、従前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとします。

1. 本教室及び会員は、本サービスの利用に関して相手方から開示又は提供された機密情報を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本サービスの目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならないものとします。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではありません。
 - (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
2. 本教室は、行政機関又は司法機関から機密情報の開示を要求された場合には、本条の規定にもかかわらず、以下の措置を取った上で当該行政機関又は司法機関に対して当該機密情報を開示することができるものとします。
 - (1) 会員に対して当該要求があった旨を遅滞なく書面で通知すること
 - (2) 当該機密情報の内、適法に開示が要求されている部分についてのみ開示すること
 - (3) 開示する当該機密情報について秘密としての取り扱いが受けられるよう最善をつくすこと
3. 本条の機密情報保持義務は、本サービス利用終了後も存続するものとします。

第 17 条 (反社会的勢力の排除)

1. 本教室及び会員は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力に該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難

されるべき関係を有すること

(7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと

2. 本教室又は会員は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービスの提供の停止、及び直ちに本サービスに関するすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第 18 条 (権利及び地位の譲渡等)

本教室及び会員は、本サービスに関する一切の権利、義務及び地位を相手方の承諾なしに、譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできないものとします。

第 19 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 20 条 (協議解決)

本教室及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第 21 条 (管轄裁判所)

本教室と会員との間における訴訟は、本教室の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条 (準拠法)

本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとします。

規約制定 令和 3 年 3 月 1 0 日